

地方自治体による「ジェンダー学」 および「女性学」の否定とは何か

——松山市議会におけるバックラッシュに対する

一つの抵抗として——

笹 沼 朋 子

はじめに

2007年12月17日、松山市議会は、「松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて」と題する一つの請願を採択した（請願は、資料として添付してある）。その内容は、男女共同参画社会基本法が、「ジェンダーフリー」思想という偏向した思想に基づいているものであるとして、基本法に基づいて策定された松山市の条例を運用するに当たっては、十分注意をするよう要請するものであった。具体的な請願事項には、日本の伝統文化を重んじるとか、男女の身体的特徴の違いを尊重せよというように、近年のいわゆるジェンダーフリー・バッシング派の主張と方向を同じくするものである¹⁾。

しかし、この請願事項の一つに、「松山市はジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと」という要請が入っていたため、男女共同参画推進政策に対する攻撃に加えて、学問の自由、特に女性研究者に対する

1) 「松山市共同参画推進条例 運用方針請願採択／男女平等ゆりもどし？」2007年12月25日付愛媛新聞。

攻撃として、広く全国に認知されるに至った。2008年1月8日には、日本女性学会 (<http://www.joseigakkai-jp.org/>) が、松山市長および市議会議長あてに、「男女共同参画推進条例を運用するに当たって、女性学・ジェンダー学の研究と学習を阻害することなく、むしろ女性学・ジェンダー学の研究と学習を積極的に奨励し、21世紀の歴史的課題である性差別撤廃に向けて、更なる一歩を踏み出していただきたく、要請いたします」とする内容の要請を提出した。その後、同年2月4日に、日本心理学ジェンダー研究会（代表 福山大学 青野篤子）が、松山市長に対して「ジェンダー学・女性学の学習と研究を阻害しないよう」要請し、市議会議長に対して同請願の採択につき抗議の意を表明した。同月7日には、ジェンダー法学会（代表理事 早稲田大学 浅倉むつ子）が、35名の全理事の名前で「地方自治体が、特定の学問について学習や研究を奨励しないという請願を採択することは、その学問研究に対する誤った理解を助長し、学問研究の遂行に悪影響を及ぼす点で、憲法第23条が保障する学問の自由を侵害するものである。請願者自らが請願事項9に掲げている「表現の自由及び思想信条の自由を侵さないこと」にも反し…ジェンダー法学会は、このような一部地方自治体の動向を憂慮し、すべての地方自治体が、学問の自由を保障し、男女共同参画社会基本法の趣旨および規定ののっとり、条例を運用し、男女共同参画拠点施設の管理・運営にあたることを願うものである」という声明を、市議会議長および市男女共同参画推進財団理事長である市長に対して提出した²⁾。そして、同年5月25日には、愛媛県の松山大学で開催された関西社会学会において、この請願採択をめぐる特別テーマセッションが企画された³⁾。

この請願採択をめぐり、市議会の中にも疑問を感じるものは少なくなかったようである。しかし、その疑問に対して、理事者側からも、また採択賛成の議員からも、真摯な回答は得ることがなかったように思われる。そして、ついに

2)「松山市男女共同参画条例 運用請願採択に懸念/ジェンダー法学会が声明」2008年2月9日付愛媛新聞。声明全文は、ジェンダー法学会編「ジェンダー法学の可能性（ジェンダーと法 第5号）」日本加除出版（2008年）125頁以下に掲載されている。

は、自民党は党議拘束を行い、公明党は審議のあらゆる段階において棄権することによって、比較的容易に、この請願は採択されるに至った。市民福祉委員会の構成員である市議によれば、この請願については、後日、「いかに誠実に請願事項が実行されているのか」について、市当局が市議会に対して報告を行うことになっているが、このような措置は異例のことであるという。

今回行われたような請願採択は、ジェンダー学・女性学という一つの学問領域に対して、危険な思想、偏向した思想というレッテル貼りを行うものである。しかしながら、その行為が、いかにもいかがわしいように思われても、研

3) テーマは「ジェンダー学の意義と可能性——松山市議会でのジェンダー学パッシングから考える」というもので、大阪大学の牟田和恵教授がコーディネーターをし、筆者の現状報告に加えて、他に三つの報告（大阪市立大学古久保さくら助教授「行政改革という名のバックラッシュに抗して——大阪府ダウンセンターをめぐる女性たちの運動」、神戸大学大学院荒木菜穂氏「フェミニズム・イメージとフェミニスト・アイデンティティ——「フェミニズム嫌い」の時代に」、および教育社会学の視点からの討論として大阪大学木村涼子教授の報告）から構成された。当日の様子は、「ジェンダー学意義考える／松山「市議会採択」で研究会」2008年5月26日付愛媛新聞参照。

4) 請願採択について審議を行った、平成19年12月12日開催の市民福祉委員会の議事録から、いくつかのことが読み取れる。

(<http://www.gijiroku.net/discuss/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=webusr16&PWD=&A=frameNittei&XM=00000000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac19%94%4e&B=-1&T=-1&T0=-1&O=-1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=20&N=28&W1=&W2=&W3=&W4=&W5=&W6=&W7=&W8=&DU=1>)

第一に、公明党委員（福岡玲子市議）や自民党委員（宇野浩市議）からも慎重に議論すべく継続審議の主張があったが、他方で、一部の委員は採択を急いでいた。

「◆福岡玲子委員 きょうの参考人の御説明、それからその後の審議もありまして、私としても拙速には決められない。もう少し勉強を深め、研究を深めていかないといけない内容だと思いますので、継続の意思を示したいと思います。

○今村那男委員長 それでは、2つの意見が出ておりますが、ここで採決でよろしいでしょうか。

◆宇野浩委員 ちょっと待ってください。まだ質問があります。ちょっとよくわからないので、大体、土井田委員さんが画策しよるのがよくわかったんですが。

◆土井田学委員 ちょっと待て、おまえ。

◆宇野浩委員 5年前に、言うたやん、市長に言うたいうて。

◆土井田学委員 あれは党派として申し入れたらうがや。何を言うんぞ。

◆宇野浩委員 それで、5年前に修正案ということで自・公で話し合ったり、この委員会で話し合っただけで、そのとき僕、不思議やなと思ったのが、ジェンダーに何でそんなにこだわるんかなと。1つの言葉として認めてあげたらええのにね。

- ◆土井田学委員 ジェンダーフリー思想よ。
 ◆宇野浩委員 なら別やで。ジェンダーにこだわっておるんですよ。
 ◆土井田学委員 何を言いよるの。よう聞かんかい。
 ◆宇野浩委員 ジェンダーとジェンダーフリーは違うという御認識はわかれておるんですか。
 ◆土井田学委員 全部、日本語で書いてくれたらええがな。
 ◆宇野浩委員 だから、なぜジェンダーにこだわるんかなというのがあったんですよ。その理由として、片仮名用語を使うのがおかしいとかいう文言が理事者から出てきたんですよ。それが理事者から出てきて、ほかのことはいっぱい片仮名用語使っておるのに、何でこれだけジェンダーと使うのかと非常に不思議に思うんですよ。本当に、市長答弁を聞きよっても片仮名用語多いですよ。だけど、その中で何でジェンダーだけが。それで、土井田委員さんに聞きたいのはジェンダーとジェンダーフリーという違い、わかりますか。
 ◆土井田学委員 それは何回も言いよう。性差よ、性。ジェンダーフリーというのはその性差をなくするんよ。簡単に言えばそれだけよ。それをなぜわざわざ片仮名にする必要があるんぞと。さっき宇野委員が言いよったけど、おれがいろいろ画策したと。そんな知恵も力もないよ、おれには。心配せんでも。」

第二に、当該請願説明者が同日に行った説明に関する質問のみが認められ、請願そのものに対する質問は許されていなかった。

「◆武井多佳子委員 わかりました。提出されている請願の、私が今まで質問したのは前段の文章の中の不明な点を質問させていただきまして、今度、請願事項の1から11。

◎参考人 発言してよろしいですか。

○今村邦男委員長 はい。

◎参考人 委員長の方は、私が説明したことに対して質問するようにとおっしゃったと思います。だから、私は別に質問を拒否するつもりはありませんけれども、次の方へ移ったのかどうかということを確認させていただきたい。」

第三に、委員会においては、当該請願の作成にあたって、請願者らは、確たる事実認識を持っていたわけではないということが明らかになった。しかし、議会において、事実に関する調査等は行っていない。

「◆宇野浩委員 それから、5番のところ、子どもには将来に備えてフリーセックスが教育されていますという文言が入っているんですが、これ、実際、愛媛、特に松山の教育現場でこんなことが言われておるんですかね。事実があったらちょっと教えていただきたいんですけど。

◎参考人 松山でどの程度かということ、私は具体的には教育現場にいないのでわかりませんし、教育機関にいるわけでもないのわかりませんが、全国的にフリーセックスの教育が、過激な性教育が行われているのは問題だということを取り上げて、日本各地からいろいろな例が挙がってきているわけですね。それで、きのう土井田委員が質問されたかと思いますが、去年の初めぐらいに、どういうことをやっているかという調査が国から来ているはずなんです。それにどういように答えたかをごらんになっていただきたいと思います。

◆宇野浩委員 ちょっと私が質問している内容と外れているので改めてお聞きしますけど、松山の教育現場でそういうことがあったということをお認めですかというふうに関

ておるんですが、そのことについて答えていただきたいと思います。

◎水上紘一参考人 私自身は今聞いておりません。又聞きで何かいろいろ聞き取ってください。」

最後に、自民党の党議拘束については、宇野浩委員が次のように述べている。

「◆宇野浩委員 私もこれまでいろいろ意見を述べさせていただいて、全く自分の考え方が間違っているとかぶれているとかいうふうには思っておりませんが、我々自民党議員団には全員一致の大原則がございまして、不本意ながら苦渋の選択をしなければならぬ状況になりました。それで、女性委員さんたちからまだまだ質問があるとは思いますが、それぞれあと気の済むところぐらまで、それぞれ意見が出尽くした段階で採決に入っただけだと思っています。以上です。」

なお、翌年の3月議会において、この問題に関連して、武井多佳子市議から男女共同参画推進センター（通称コムズ）の21冊の図書が閲覧禁止処分になったことについて質問がなされ、それに対して市当局からの答弁があったが、きわめて不誠実なものであった。2008年3月松山市定例市議会議事録167ページ以下。

(<http://www.gijiroku.net/discuss/cgi-bin/WVWframeNittei.exe?A=frameNittei&USR=webusr16&PWD=&L=1&R=K%5fH20%5f03110006%5fxt%5fL00000014%5f00000219>)

武井多佳子市議「コムズ図書コーナーから撤去された21冊の本について伺います。これらの本は、私たちの税金を使って購入した物でもありますし、閲覧を求める市民もいらっしやいます。市民福祉委員会では、本の題名に「ジェンダーフリー」の文字が含まれることから、国の指導により撤去したという説明で資料をいただきました。参画局に問い合わせましたところ、平成18年1月31日付の事務連絡文書を示され、あくまでも公文書におけるジェンダーフリーの用語についてのことであり、そのような指導は行った事実はないとのお答えでした。まず、御確認をお願いいたします。」

岩城一範市民部長「国の指導についてであります。平成14年12月から数度にわたり、国においては「ジェンダーフリー」という用語は使っていないとの見解が示され、また全国的な混乱を解消するため、地方公共団体は今後この用語を使用しないよう指導がなされております。なお、国からこの問題について地方がとるべき具体的施策に関する指導を受けたことはございません。」

武井多佳子市議「男女共同参画推進についての市民部長の御答弁でありました。コムズの図書コーナーから撤去された21冊の本についてということで、これに関して国の指導はありませんでしたということの御答弁だったと思います。では、市民福祉委員会の中では、資料として国の指導があったという資料を提出していただいていますので、直ちに訂正をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。」

岩城一範市民部長「自席から失礼します。先ほど御答弁申し上げましたように、国においては、「ジェンダーフリー」という用語について、全国的な混乱を解消するため、今後この用語を使用しないよう指導がなされておりますが、具体的な施策に関する指導を受けたことはございません。以上でございます。」

武井市議は、再度、同じ質問を行ったが、

岩城一範市民部長「自席から失礼します。先ほどからの再々質問についてでございますけれども、先ほど御答弁したとおりでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。」

究者に対して、実際にいかなる不利益を課すものであるのか、そしてその不利益について、どのように訴えることができるのかについては、必ずしも明確ではない。本稿は、ジェンダー学あるいは女性学という領域において活動する研究者として、法的保護という観点から、いかなる不利益を考慮することができるのか、検討したものである⁵⁾。

一 請願者らの権利侵害

請願者らは、代表の女性を含め7名であり、うち、何名かは「健全なる男女共同参画社会をめざす会」と名乗る団体に参加する。請願を行うことは市民の権利であり、それに対して他者が何か苦情を述べることは出来ない。しかし、この請願には、ジェンダー学や女性学を歪曲して理解しており、あるいは不正確な記述から、当該領域に関連する研究を行っている者の名誉感情を著しく傷つけたものである。

請願者の一人である男性は、この請願について2007年12月12日に参考人として松山市議会市民福祉委員会に招致され、「女性学（ジェンダー学も同じ）はフェミニスト養成講座とも呼ぶべきもので、結婚や母性を否定し、専業主婦の生き方を軽蔑するような偏向思想を流布している」と説明し、また、「ジェンダーフリーの思想はフェミニズムとも呼ばれ、マルクス主義の考え方です」。「松山市がマルクス主義の学習を奨励したら、皆さんは反対しませんか？」というような説明を行っている⁵⁾。

この説明は、フェミニズムおよびマルクス主義を偏向した、危険な思想であると侮辱するものではあるが、その点については、ここでは触れない。むしろ、ジェンダー学や女性学について、著しく事実を逸脱しているということ

5) 本稿は、2008年1月26日に、松山市および愛媛県に対して、それぞれの男女共同参画推進条例に基づく手続きに則り、苦情処理を申し出た理由書を元にして、書かれたものである。「女性学研究者、松山市議会に謝罪と訂正要求」2008年1月26日付朝日新聞愛媛県版参照。

指摘することによって、当該領域に関連する研究を行っている者の名誉感情を著しく傷つけたと論証したい。つまり、請願者らの行為は、請願という公的行為によって、明確に事実と反する言説を公表し、公的に名誉を傷つけるものである。しかも、請願者らは、「私たちは18ページにもなる文書を作っています(中略)ジェンダーフリーが何かくらい知っています。知らなくて、こんな請願ができますか?」と主張しており、自らの行為の目的についても明白に認識している。故意に、誤った情報を公的に流布させ、その誤った情報に基づいて一つの学問領域を危険で偏向したものという印象を社会に与えるものであって、不法行為を構成するといえることができる⁷⁾(民法709条)。

そこで、以下に、どういう点において、当該請願が過ちを犯しているのかについて、検証する。

6) 平成19年12月12日市民福祉委員会議事録

(<http://www.gijiroku.net/discuss/cgi-bin/WWWframeNitei.exe?USR=webusr16&PWD=&A=frameNitei&XM=00000000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac19%94%4c&B=-1&T=-1&T0=-1&O=-1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=20&N=28&W1=&W2=&W3=&W4=&W5=&W6=&W7=&W8=&DU=1>), 及び同日に配布された資料である「参考人の説明」および「請願の根拠及び理由などの説明」。

7) たとえば、フェミニズムをマルクス主義に一般化した問題について、当該請願説明者は、後日、以下のように述べて、フェミニストの中にある多様性を認識しつつ、意図的に一般化させたことを自ら明らかにしており、悪質でさえある。

「市民福祉委員会でもテーマセッションでも、「請願人は無知で、フェミニズムをマルフェミ(マルクス主義フェミニズム)扱いしている」とフェミニストは悔しがる。フェミニズムはマルフェミばかりではないという泣き言である。

だが、そんなことは当たり前である。如何なる思想・主義・運動にも分派はある。キリスト教にも仏教にも、そしてイスラム教にも。社会学にもいくつか流れがあることももちろん承知している。小異を残して大同に付けられない人びとはどこにもいる。そのような細部にまで配慮してくれと、外部者(敵)に求めることは子供じみた甘えである。これまで我が物顔をしてきたのはマルフェミである。反対勢力がフェミニズムをマルフェミで代表させたとして、それはフェミニストが自ら蒔いた種だ。」水上純一「松山市議会を誹謗中傷した関西社会学会——松山大学におけるテーマセッションを聴講して——」健全なる男女共同参画をめざす会編「なでしこ通信」第23号

(<http://www35.tok2.com/home/mezasukai/huroku-23.html>)

(1) 女性学・ジェンダー学とは何か。

請願の趣旨は、「ジェンダーフリー思想」が危険であるから、松山市男女共同参画推進条例の運用を慎重に行うよう求めるものである。請願者の言う「ジェンダーフリー思想」がいかなるものなのか、どうして危険であるのかは、不明確であるが、仮に「ジェンダーフリー思想」が危険であるとしても、それは一つの思想が危険であるに過ぎない。しかしながら、女性学やジェンダー学とは、学問領域のことを指し、そこではさまざまな思想傾向を持つものが議論を戦わせているところである。そして、「ジェンダーフリー」という言葉は、一つの学問の潮流として確立しているものでさえなく、むしろ市民運動におけるキャッチコピーの一つとも言えるようなものにすぎない。女性学やジェンダー学にかかわる研究を行っている者のなかには「ジェンダーフリー」という言葉を使用している者は、必ずしも多くない。

しかるに、請願およびその説明においては、「ジェンダーフリー思想」が危険であるというだけで、学問領域であるジェンダー学および女性学全般を好ましくないものと断言しており、事実からも請願趣旨からも著しく逸脱している。当該請願説明者はマルクス主義について言及しているが、「ジェンダーフリー思想が危険であるからジェンダー学および女性学の奨励をしない」という趣旨は、マルクス主義が危険なので経済学を排除してもよいと言っていると等しい。そして、研究の内容が、マルクス主義であっても、助成にあたっては正當に評価して、その具体的内容が市の運営にとって有用であると判断されれば、奨励されるべきは当然である。

また、請願者らは、「ジェンダーフリー」は、フェミニズムであり、フェミニズムはマルクス主義であると断定するが、それは、他の立場にあるフェミニズムや、フェミニズムでさえない女性学やジェンダー学研究者の評価を著しく歪曲するものである。周知のとおりフェミニズムには様々な立場が存在し、たとえば、「ジェンダーとフェミニズム法理論」という論文において、紙谷雅子教授は、フェミニズムという思想を、(1)リベラルなフェミニズム・修正主義的なりベラルなフェミニズム、(2)マルクス主義フェミニズム・社会主義フェミニ

ズム、(3)エッセンシャルイズムに基づくフェミニズム、(4)ポストモダンなフェミニズムというように、四つに分類し、そのうちマルクス主義と関連するのは一つに過ぎない。この紙谷教授の分類方法に問題がないわけではないが、しかし、重要な点は、フェミニズムとは、あるいはジェンダー学とは、請願者らが考えるように、「フェミニズム＝マルクス主義」というような単純な図で表されるようなものではないということである。

次に、女性学、ジェンダー学とは、これまで注目されることがなかった女性や性差そのものに焦点を当てて、社会には成人男性以外の人間も生活しているのだということを世に示した学問である。そこには、男女平等の主張や性別役割分業の解消を目的としたものも含まれるが、それだけがすべてではなく、当該学問領域における思想的立場もさまざまである。たとえば、フランスの著名なフェミニズム思想家であるリュス・イリガライ教授の著書「差異の文化のために」(浜名優美訳、法政大学出版会(1993年))の中では、男性中心の文化伝統継承のあり方を問題とし、女性文化の系譜の重要性が語られている。その具体的な例として、イタリアに存在するイエスではなく、マリア生誕像に触れている。こうした視点は、女性と男性を同じものとして一緒に考えるものではなく、むしろ、男女の精神的あるいは伝統文化における違いを丁寧に掘り起こし、女性の存在を尊重するよう促すものである。このような立場は、女性学やジェンダー学の中にあっても、必ずしも合意されたものではないが、多くの女性たちに勇気と希望を与える主張の一つである。つまり、本請願が指摘するように、ジェンダー学や女性学がすべて男女の特性を無視するものであるとする主張は誤りであることは、明白である。

8) 紙谷雅子「ジェンダーとフェミニスト法理論」『岩波講座 現代の法 第11巻 ジェンダーと法』岩波書店(1997年)37～69頁。

9) また、紙谷教授の上述の論文は、『岩波講座』の一つの巻に納められているもので、要するに、法学会における一つの権威的な立場が、フェミニズムの研究に重要な位置を与えているということを意味している。

10) リュス・イリガライ(浜名優美訳)『差異の文化のために』法政大学出版会(1993年)。同じような視点は、三において、筆者自身の説を例にしてより深く取り上げることとする。

このように、ジェンダー学というものは、これまで男性のみが社会の構成員であると考えられてきた学問領域における、女性の発見から始まっている。しかるに、当該請願では、ジェンダー学や女性学は、男女の差異をなくするものであるかのような表現を行っており、非常に乱暴で、不正確である。

上記のように、ジェンダー学および女性学が、すべて「ジェンダーフリー思想」に基づくものであり、それはフェミニズムであり、フェミニズムはマルクス主義であって、危険であるという論調は、誤りである。

二 松山市議会による権利侵害

松山市議会は、当該請願を採択するにあたり、ジェンダー学や女性学の領域で活動している人々の証言を聴取することは、一切なかった。のみならず、ジェンダー学および女性学が現実的にいかなる危険があるのかについて、独自に調査を行った形跡もない。そして、この請願採択によって、当該領域で研究をする者に対する研究助成などが一方的に削減される等の不利益が生じるものと懸念される。

しかし、学問・研究の基底に存在する思想良心や言論に規制を行うためには、その学問・研究が、社会を混乱させるような「現実の危険」や「現実の虞」が必要とされていることは言うまでもない。

この点に関連して、すなわち、公的権力による思想統制という点に着目して、現在の法理論をここで確認する。すなわち、昭和20年代のいわゆるレッドパージにより解雇された共産党員とその同調者らによる訴えを参照したい。

レッドパージとは、連合軍による占領統治時代に、マッカーサー司令官による書簡により、機関産業における共産党員の排除が命じられたことに発端をおく、大量な解雇である。解雇された労働者は、日本国憲法第14条および労働基準法第3条に基づき、解雇の無効を訴えたものの、占領統治下における司令官の命令という超法規的、超憲法的な権力の前には、日本の裁判所は消極的な判断を行わざるを得なかった（共同通信社事件・最大決昭和27年4月2日民

集6-4-387参照)¹¹⁾しかし、他方で、下級審にあっては、解雇を有効と認める場合においても、思想信条を理由とする解雇および不利益取扱いについては、慎重に判断している。つまり、思想そのものを理由として解雇することは許されないが、その思想が労働者の行為として現れ、その結果、事業活動や社会の秩序に重大な混乱を現実¹²⁾に起こし、あるいは混乱を起こす現実の虞がある場合において、問題となった労働者を解雇することができる¹³⁾と判断するものである(日本放送電事件・名古屋地決昭和25年12月28日 裁判所時報75号7頁)¹⁴⁾

実際のところ、レッド・パーズの影響を受けて、その後も最高裁には共産党員であることを理由とする解雇を認める傾向にはあったもの(昭和25年から現在までで、共産党員であることを理由とする解雇を認めたものが最高裁で10、高裁では9)の、地裁レベルでは解雇を認めるものと認めないもの数は拮抗する(認めるもの20、認めないもの14)。しかし、いずれにしても、占領統治が終わり、超法規的権力の存在がなくなった現在では、各裁判所にあっても、現実の混乱や、混乱の実際上の虞がないにもかかわらず、思想信条のみを理由として不利益取扱いをすることを認めるものではない。

さて、現在の混乱やその虞があるとは、到底いえない現在において、いかなる理由で、市議会はジェンダーにかかわる思想を統制し、学問にかかわる規制

11) 共同通信社事件・最大決昭和27年4月2日民集6-4-387(第一審；東京地決昭和25年10月5日民集6-4-399、原審；東京高決昭和26年5月31日民集6-4-401)

「マッカーサー書簡は、直接には日本政府に対し「アカハタ」及びその後継紙並びにその同類紙の発行を無期限に停止する措置をとるよう指令したものの如くであるが、右の文言の全趣旨を本件にあらわれた他の資料と共に考え合わせてみると、一般に相手方のような報道機関から共産主義者又はその支持者を排除すべきことを要請した指示であること明かである。また右の書簡は内閣総理大臣吉田茂に宛てられたものではあるが、前記日附の官報にも公表されており、それは同時に日本のすべての国家機関並びに国民に対する指示でもあると認むべきである。

日本の国家機関及び国民が連合国最高司令官の発する一切の命令指示に誠実且つ迅速に服従する義務を有すること(昭和20年9月2日降伏文書5項、同日連合国最高司令官指令1号12項)、従つて日本の法令は右の指示に抵触する限りにおいてその適用を排除されることはいうまでもないところであるから、相手方共同通信社が連合国最高司令官の指示に従つてなした本件解雇は法律上の効力を有するものと認めなければならない。」

を行おうというのだろうか。結局、市議会は、ジェンダー学・女性学にかかわる研究を行う者の学問の自由を不当に侵害したものと見える。また、一で述べたように、市議会は、請願を採択することによって、誤った情報を松山市民に流布し、当該領域で研究活動を行う者の信用・名誉等を著しく侵害したものと評価できよう。

加えて、上記請願の趣旨では、ジェンダー学および女性学が社会において危険な研究であることから、特にこの二つの研究について奨励しないことを松山

12) 日本発送電事件・名古屋地決昭和 25 年 12 月 28 日 裁判所時報 75 号 7 頁

(事実) 選定当事者 X らは、いずれも Y 会社の従業員として勤務中、昭和 25 年 8 月 26 日 Y 会社より「8 月 31 日までに円満退職の申出をされることを勧告する。もしこれに応じない場合には本通告書 辞令にかえて解職する」旨の通告（停止条件附解雇通告）を受けた。しかし、X らは右指定期日までに退職の申出をしなかったため解雇の意思表示が 8 月 31 日をもってその効力を生じた。これに対して、X らは本件解雇は(1)不当労働行為に基づくものであり、あるいは(2)憲法第 14 条および労働基準法第 3 条に反する差別的取扱いであり、(3)民法第 1 条の規定する権利濫用であり、無効であるとして従業員としての地位の確認を求めて訴えた。

(判旨) 却下。

「第一に国民はすべて法の前に平等であると定める憲法第 14 条はその他の憲法第 3 章中の国民の自由権に関する規定とともに国又は公共団体と国民との間の関係を規律したものと解すべきであり、たがい一私人である私企業経営者とその従業員との間の労働関係をまで直接に規律するものではない。しかしここに宣言せられている法の前の平等なる理念は民法第 90 条の公序良俗の概念を通じ私法関係においても顕現せられ法律行為の重要な要件となつているし、又労働基準法第 3 条の労働者は国籍信条等によつて差別待遇を受けない旨の規定は前記憲法に掲げる国民平等の理想を労働関係において具体化したものと考えることができる。」「単なる内心の思想にもとずく差別的待遇は自由主義及び民主主義の上に立つ憲法のたてまえとして絶対に許されぬところであるが、この思想が言論又は実際の行動として外部に表現せられた場合にはそれか他人の権利又は自由を侵害し又は侵害するおそれがある限り、これに対し最少限度の差別的待遇を施すことは憲法の解釈としても是認せられ得る。」「しかし労働関係における差別的待遇の禁止に関する労働基準法第 3 条の規定及び一般に公序良俗に関する民法第 90 条の解釈に當つても、右憲法第 14 条に関する解釈が原則としてこれに妥当するであろう。すなわち使用者はその雇傭する従業員の内心の思想の如何のみによつてこれを解雇する等不利益な処置をとることは許されぬが、従業員の思想の表現又は右思想にもとずく行動が使用者の権利を現実侵害し（又は使用者に対する義務に違反する危険）があるいは使用者の権利を侵害する危険（又は使用者に対する義務に違反する危険）が明白に存する場合、使用者がその権利にもとずき憲法の精神及び社会生活の通念上合理的と認め得られる処置をとることは何等妨げない。」

(下線筆者)

市に求めている。しかし、社会にとって危険な研究とは、他にも、例えば、再生医療技術にかかわる研究、核開発や新しい細菌の生成にかかわる研究など、多岐にわたる。にもかかわらず、市議会は他の研究領域については、松山市の奨励を禁止していない。特に、再生医療については、多くの場合、女性の身体から卵を採取して行われるため、女性にとっては負担が大きく非常に深刻な問題であり、かつ、男女共同参画推進条例や、推進プランにおいて規定されている女性の健康あるいはプロダクティブ・ライツにもかかわる重要な問題である。他方で、研究者全体における女性比率は大きくないにもかかわらず、ジェンダー学および女性学にかかわる研究を行っている者には、女性が多い¹³⁾。したがって、この請願採択は、男性に比較して、女性研究者に対する打撃が大きくなり、愛媛県男女共同参画推進条例第7条規定の間接差別にあたる¹⁴⁾。

2007年12月より開会された市議会においては、こうした侵害について、当然認識し、あるいは認識すべきであったにもかかわらず、実際に影響を受けるであろう女性学・ジェンダー学関係者の調査を行うなど、侵害を回避するための努力を怠った。したがって、松山市議会には、ジェンダー学および女性学にかかわる研究を行っている者に対して、学問の自由の侵害、名誉毀損、および間接差別につき、責任があるといえよう。

三 具体的考察——筆者を例にして

それでは、当該請願採択によって、具体的に、個人としての研究者に対して、いかなる権利侵害を認めることができるだろうか、筆者を例にして、検討を試みたい。筆者は、労働法の領域で活動する研究者であり、かつ、女性学・ジェンダー学の領域にかかわる研究を行う者と客観的に認識されている。それは、日本評論社「法律時報」の毎年12月に掲載される「学会回顧」に、筆者の業績が、労働法の領域のみならず、ジェンダー法の領域において紹介されて

13) 三で後述。

いることから明らかであろう。それぞれの研究に共通の趣旨は、以下のように要約することができる。

労働法の領域においては、労働法の保護対象となるべき労働者とは男性労働者のことを意味していた。そのため、女性が男性労働者と同等の処遇を求めるためには、男性と同じ労働を行うことが原則とされてきた。しかし、それでは女性のワークライフバランスは崩れることになる。筆者の研究は、こうした観点から、女性に対する労働者保護（いわゆる母性保護を含む）を中心に検討することにより、労働法理念を再構築することにある。母性保護は、女性特有の身体的特徴にかかわる政策である。言い換えると、母性保護

14) 松山市議会および請願者は、当該請願の趣旨は女性学やジェンダー学を奨励しないというだけであり、否定するものでも、排除するものでもないと主張する。しかしながら、前述のジェンダー法学会理事会在が正しく指摘したように、「特定の学問について学習や研究を奨励しないという請願を採択することは、その学問研究に対する誤った理解を助長し」、ひいては、その研究を行うものの社会的信頼を傷つけるものである。実際に、後日、請願採択に関連して、「フェミニストの考えは、女性に家庭・育児を大事にせずに、男性と同じだけの仕事をせよというもの」で、「女性学は女性に社会進出を推進し、専業主婦は生産性がない存在であるというもの」という趣旨の投稿が、愛媛新聞に掲載された（「専業主婦の役割にも評価を」2008年7月3日付愛媛新聞）。投稿者が指摘するような主張を行うフェミニスト、女性学研究者はほとんど存在せず、したがって、この投稿の趣旨は誤った情報に基づいた誹謗・中傷に近いものであるにもかかわらず、市民が不用意にこうした発言を公表し、それを新聞社が掲載させるという現象が発生しているのである。

このような誤った情報に基づく誹謗・中傷の例は、松山市の請願採択に特有の問題ではなく、他の地域においても、自治体の男女共同参画推進政策に関連して発生していることには注意が必要である。たとえば、豊中市の男女共同参画推進センターの前館長で、その雇止めへの不法行為性を争っている三井マリ子氏は、専業主婦を中傷しているという根拠もない情報を流布させられている。この豊中市の場合、誤った情報を流布したのは市民であり、公的機関ではない。豊中市の責任は、三井氏が職務遂行上受けたハラスメントを予防し、事後の対策を考える配慮義務を怠り、かえって三井氏の退職によって問題の解決をはかったという点にある。これに対して、松山市の場合、市議会という地方自治体権力が明白に誹謗・中傷を行うことにより、市民のフェミニストに対するハラスメントをあおっており、公権力による直接的な侵害行為であると評価できる。豊中市の例では、いやがらせが職員（三井氏）の雇止めに発展しており、その影響は深刻でさえある。豊中市の事例については、ホームページで裁判資料が公開されている（<http://fightback.fcm.jp/>）。また、笹沼朋子「男女共同参画行政と性差別——臨時職員の雇止めに関する一考察——」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』第24号（2008年）79頁以下も参照。

を研究するという事は、男女の身体の特徴を無視するものではなく、その違いに注目していかなる政策が必要かを検討することを意味する。

中でも「生理休暇の法的性格」¹⁵⁾は短いながら、参考となるものである。この論文は、労働基準法第68条の生理休暇、すなわち女性の月経について、ジェンダーに敏感な立場から検討を行った。すなわち、生理休暇は、企業側も学会も、いずれ削除されるべきものとする傾向にあり、月経時に女性も男性と同じように働くべきであるとする傾向にある。これに対して、筆者は、女性学・ジェンダー学の分析方法を用いて、女性労働者にとっての月経の意味を解き、労働基準法第68条の意義を評価している。仮に、ジェンダー学が女性と男性の身体の特徴を無視するものであるとするならば、こうした結論は導き出されないであろう。

また、2007年の改正男女雇用機会均等法にかかわる論文では、改正法が男女双方を保護の対象としたことに対して、筆者は異議を唱えている¹⁶⁾すなわち、筆者は、たしかに女性学あるいはジェンダー学の領域において活動するものと認知されいながら、しかし、にもかかわらず、男女の身体的、精神的、経済的、社会的、政治的特徴の違いに注目している¹⁷⁾仮に当該請願が主張するような危険性が「ジェンダーフリー思想」にあるとしても、筆者の研究は、男女の差異を無視した暴力的な研究を行っているものではない。当該請願は、このように、事実から著しく逸脱しつつ、女性学やジェンダー学を危険な学問領域であると名指しし、その誤った事実と危険性を請願という形で市議会ならびに公衆に流布させて、その領域で活動する一人の研究者である筆者に対して、多大な精神的損害を与え、社会的信用を侵害した。松山市議会は、この請願

15) 『ジュリスト増刊 労働法の争点(第3版)』有斐閣(2004年)所収。

16) 笹沼朋子「『男性中心アプローチ』な改正-男女雇用機会均等法2007年改正の問題点」労働法律旬報1644号(2007年)6頁。

17) 浅倉むつ子教授は、近年「女性中心アプローチ」という考え方を打ち出していることもここで参考になる。浅倉むつ子著「労働法とジェンダー」勁草書房。

を、適切な調査や修正を行うことなく採択することにより、上述のような精神的損害などのほか、具体的に学問・研究にかかる利益も侵害している。そして、筆者は、学問・研究を職務内容とする職業についているため、学問・研究にかかる利益の侵害は精神的損害に止まらず、経済的損害を伴うものである。また、間接差別に当たることについては、前述の論文が所収されている『労働法の争点（第3版）』を例にとれば、執筆者125名中女性が16名であるが、そのうち本請願の影響を受ける可能性のある論文（性と性差別にかかわるもの）は8本で、その執筆者のうち5名が女性である。つまり、同書の執筆者の女性比率は低いにもかかわらず当該請願で影響を受ける者の圧倒的多数は女性なのである。松山市議会は、必要もないのに、さらに誤った情報に基づいて、女性である筆者を、間接的に差別したものであると評価せざるを得ない。

四 適正手続きと人権侵害——松山市からの回答

前述のように、筆者は、以上のような趣旨で愛媛県と松山市に対して、男女共同参画推進条例に基づく苦情処理の申出を行った。そして、まず、松山市が、3月議会が終わった後の2008年2月26日に回答を行った。以下がその文面である。

「ご指摘の請願は、憲法で認められた国民の権利であり、適切な手続きの下、議会において採択されておりますので、苦情等として取扱うことはできません。」¹⁸⁾

つまり、権利侵害については、まったく審理していないということである。

この事実は、少し重要である。今回行った申出は、「男女共同参画推進政策の後退である」とか、「思想統制の政策である」などという行政政策にかかわ

18) 平成20年3月21日松（市）参 第491号

る評価を求めるものではない。具体的に、個人の権利が侵害されたという私法上公法上の権利を、かなり具体的に指定して、申出を行ったものである。そして、その権利侵害の訴えを却下するということは、すなわち、憲法上の「手続き」さえ適正であれば、男女共同参画推進条例の下では、いかなる権利侵害も審理しないということを明言しているものである。そして、議会運営における適切な手続きとは、つまり、多数者の意思に従うということに他ならず、それでは、少数者の事情は軽視されることになる。

しかしながら、男女共同参画とは、もともと性差別撤廃政策の一つとして作り出された手段であり、そして、差別とは多数者集団あるいは権力を保持する集団が、少数者集団あるいは権力を持たない集団に対して行う暴力的な行為類型である。男女共同参画推進制度が、差別に対する訴えを審理しないとすれば、どこで公権力による差別を是正すればいいというのだろうか¹⁹⁾

松山市において「ジェンダー学および女性学の学習および研究を奨励しない」と決議をしても、筆者の研究活動が具体的に侵害されていくことは、考えにくいかもしれない。しかし、明らかに、この請願事項には、いくつかの具体的な問題と懸念が予想される。第一に、これまで松山市が男女共同参画推進センターを中心にして行ってきた、ドメスティック・バイオレンス防止対策や母子家庭などの女性保護にかかわる啓蒙事業や相談事業などは、今後、制約されていくことが予想される。現に、児童扶養手当の減額をめぐる市民と市当局との折衝において、「いかにして父親から養育費を勝ち取るかというような相談や啓発事業をもう少し熱心にやったらどうか」という趣旨の市民の問いかけに対して、市の担当者は「それは市が離婚の推進をしていると評価されるためにできない」と答えている²⁰⁾。つまり、女性に対する行政サービスが低下していくことを意味しており、行政による性差別、行政サービスの男女格差と評価できよう。

19) もちろん憲法訴訟は可能だと考えるが、しかし、公的権力による性差別の是正について、憲法訴訟しか可能性がないとしたら、男女共同参画推進制度の存在意義はどこにあるというのだろうか。なお、この点に関連して、注3)のテーマセッションでは、男女共同参画推進制度の問題点を指摘したが、このことについては別稿をもって論じたい。

そして、第二に、今回松山市において明らかになったことは、適正なる手続きによって多数者の了解が得られたならば、いかなる権利侵害も問うことさえできない、それが現在の民主制の意味するものであるという点である。このことは、男女共同参画のみならず、広く多くの場面で共通に懸念される事態であるといえる。しかしながら、この点については、後日別稿をもって改めて論じなければならない²⁰⁾

なお、最後に、5月に入ってから、愛媛県からの回答が得られたので、苦情処理を担当された3名の推進委員に敬意を表して、ここに紹介しておく。

「平成20年1月25日付けの申出については、下記の理由により調査しないこととしましたので、愛媛県男女共同参画推進条例規則第5条3項により通知します。

女性学やジェンダー研究を専門とする研究者の立場から、昨年12月の松山市議会への請願及びその採択に対する申出を頂いたことは、専門家による問題提起として重く受け止めています。

一般に、女性学は、学際的な研究であって、多様な学問領域にまたがるとともに、その研究の方向も一義的ではなく、これを総じて論じることは出来ないものと認識しています。

また、申出の請願採択については、その請願の中に、我が国における男女共同参画社会づくりの根底とも言うべき男女共同参画社会基本法を否定するともとれる表現が含まれていることから、推進委員は、これを一様に危惧しています。

20) 2007年10月21日、松山市「しんぐるまざあ交流会」と松山市役所担当者との懇談会「わいわいトーク」における質疑応答。2008年2月17日の公開交流会において同会メンバーにより報告された。

21) 筆者の専門にひきつけて考えるならば、就業規則の不利益変更法理にしても、解雇法理にしても、多数組合の承認がどのように評価されるのか、それが差別法理とどのようにかわるのかという問題を想定できる。

しかしながら、地方公共団体の議会は、議会制民主主義と地方自治の理念の下、広範な自治・裁量権を持つこと、また、請願は憲法に保障された国民の権利であることから、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第5条第1項第4号において、推進委員は、議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項については、これを調査することが出来ない旨定められています。

このため、本件申出の事案は、調査しないこととしました。』²²⁾

補 足

最後に、「ジェンダーフリー思想」について指摘しておきたい。上述のように、筆者の研究および立場は、「ジェンダーフリー思想」の立場とは異なるものであり、あまりこの言葉を使用することはなかった²³⁾しかしながら、本請願には、明らかに「ジェンダーフリー」という言葉について、飛躍があるため、今後の整理のために指摘しておきたい。

この言葉は、学術的な立場を表したものというよりは、むしろ、性別によって不利益に取り扱われることがないように訴えるための、市民が採用した言葉であるといえる。正確に表現すれば、おそらく「自らのジェンダーによって、差別されない（フリー）」という意味である²⁴⁾運動のためのスローガンであり、そのためにいささか正確性を欠いているが、キャッチーで分かりやすいことがその特徴である。

22) 平成20年5月14日推進委員発第1号。

23) 「ジェンダーフリー」および「男女共同参画」に内包される問題については、長谷川美子「たかが名簿、されど名簿——学校現場から男女平等を考える」、山口智美「「ジェンダー・フリー」論争とフェミニズム運動の失われた10年」を参照。いずれも上野千鶴子他著「バックラッシュ！ なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？」双風舎（2006年）所収。

24) 大沢真理編「二一世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法 改訂版」ぎょうせい（2003年）で「ジェンダーからの解放（ジェンダー・フリー）」と紹介されている。政府から提示された言葉であるということも一因として考えられるが、その後、全国の地域における女性たちの心を捉え、多くの人々が「ジェンダー・フリー」を使うようになった。

筆者の学生時代、女性に対する差別といえば、女子トイレに関するものであった。大学のトイレは男性のものばかりであり、わたしが通っていた某私立大学では、わずかにあった女子トイレも男子学生が占有して使っていたため、女子学生が遠慮せざるを得ない状況にあったものである。筆者は、第二派フェミニズム（いわゆるウーマンリブ運動）の後の世代であるが、当時でも、女性差別に対する運動は女子トイレの獲得から始まった²⁵⁾このように、女性の運動、フェミニズムの運動は、男女の身体的特徴を無視して、例えば男子トイレと女子トイレの違いをなくするというのではなく、むしろ、男性用のトイレという一つのものしかなかったその状況から、女性が使えるトイレを獲得することにある。女性というジェンダーを理由として、トイレが使えないという差別からフリーになること、これが、多くの人々にとってのジェンダーフリーであり、本請願の主張は事実から著しく逸脱するものである。

資 料

松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて

(趣 旨)

男女共同参画社会基本法は平成 11 年 6 月に制定され、同年末までに 2 回改正されました。

25) 日本における第二派フェミニズム、いわゆるリブにおいて「便所」は重要な論点となった。例えば、便所掃除をめぐる男子学生と争ったことを契機に、女性の運動が始まったとする証言として森節子「『男並み女』からリブへー学園闘争の中から、女のグループ『エス・イー・エックス』はなぜ生まれたのか?」女たちの現代（いま）を問う会編『全共闘からリブへー銃後史ノート 8 戦後篇』インパクト出版会（1996 年）164 頁以下。また、田中美津「便所からの解放」（1970 年）溝口明代他編『資料日本ウーマン・リブ史 I』ウィメンズブックストア松香堂（1992 年）201 頁所収は、当時の女性運動に広く影響を与えた。リブに関しては、鹿野政直「現代日本女性史ーフェミニズムを軸として」有斐閣（2004 年）を参照。

翌年12月に男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画の施策が本格的に推進されることになりました。この基本法の定めるところにより、地方公共団体は続々と男女共同参画推進のための条例を制定しました。松山市は平成15年7月に男女共同参画推進条例を制定し、同年12月に改正しました。

基本法には「ジェンダーフリー」という思想が巧妙に隠されていますが、多くの国会議員はそれに気づかず、また、法案の作成にかかわった審議会委員や官僚に対して不信の念を持たなかったために、基本法をやすやすと成立させてしまいました。地方公共団体の議会においても、同様に多くの議員がむしろよいものと判断し、条例を成立させました。

基本法では隠されていたジェンダーフリーの思想が、基本計画では表に引き出され、偏向した男女共同参画の施策が行われることになりました。その施策が進み、ジェンダーフリー思想が社会に周知されるに及び、ようやくこの男女共同参画の正体に人々が気づき、各地で多くの批判が湧き上がってきました。

その批判を受け、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の弁明を行うとともに、平成17年12月には第2次基本計画を作成し、ジェンダーフリー色を除去した男女共同参画推進の基本方針を示しました。

昨年12月には教育基本法が改正され、続いて本年6月に学校教育法、地方教育行政法及び教員免許法のいわゆる教育三法が成立しました。これらの改正法では、伝統と文化の尊重、規範意識と公共の精神の醸成、家族と家庭の重視などが掲げられています。ジェンダーフリーの思想はこれらの価値観と全く相容れません。

このように私たちを取り巻く社会の女性は、松山市が男女共同参画推進条例を制定したころとは大きく変わっています。したがって、松山市が政府の第2次基本計画、改正教育基本法及び改正教育三法の本質、さらには小児医学や脳科学等の最近の学問水準に基づき、下記の請願事項を基本方針として現行の条例を運用されるよう請願いたします。

(請願事項)

1. 日本の伝統と文化を尊重すること。
2. 身体及び精神における男女の特性の違いに配慮すること。
3. 家族と家庭を重視すること。
4. 専業主婦の社会的貢献を評価し、支援すること。
5. 子どもを健全に育成する上で、乳幼児期に母親の役割が重要であることに配慮すること。
6. 性教育は社会の良識に配慮し、子どもの発達段階に応じて行うこと。
7. 数値目標は現実的に策定し、長期的視野に立って達成すること。
8. 教育においては上記の全項に配慮するほか、規範意識と公共の精神の醸成にも努めること。
9. 表現の自由及び思想信条の自由を侵さないこと。
10. 松山市はジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと。
11. 性別による固定的役割分担意識及びそれに基づく社会習慣を認定した場合には、その認定について松山市議会に報告すること。